

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発事業の事業計画の変更……………
……………(都市整備局市街地整備部再開発課) ……
- 市街地再開発組合の設立認可……………(同) ……
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可(二件)……………(同) ……
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除：(環境局多摩環境事務所環境改善課) ……
- 土砂災害警戒区域等の指定の解除(七件)……………(建設局河川部指導調整課) ……
- 土砂災害警戒区域等の指定(四件)……………(同) ……
- 土砂災害警戒区域の指定(二件)……………(同) ……

告示

●東京都告示第千五百四十四号
東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業の事業計画を変更したので、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第五十六条において準用する同法第五十

四条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十月十八日

東京都知事 小池百合子

一 市街地再開発事業の種類及び名称
東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業

二 事業施行期間
平成三十一年二月二十日から令和十年三月三十一日まで

三 施行地区
港区高輪二丁目の一部

四 施行者の名称
東京都

五 事務所の所在地
中野区中野一丁目二番五号
東京都第二市街地整備事務所

六 事業計画の決定の年月日
平成三十一年二月二十日

七 変更の内容
事業施行期間を令和十五年三月三十一日まで延長する。

八 事業計画の変更の年月日
令和六年十月十八日

●東京都告示第千五百五十五号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき日本橋一丁目1・2番地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年十月十八日

東京都知事 小池百合子

一 組合の名称
日本橋一丁目1・2番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間
令和六年十月十八日から令和十八年三月三十一日まで

三 施行地区

中央区日本橋一丁目地内

四 事務所の所在地

中央区日本橋室町三丁目二番一号

五 設立認可の年月日
令和六年十月十八日

六 事業年度
四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
令和六年十一月十六日

●東京都告示第千五百五十六号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき東京駅前八重洲一丁目東B地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年十月十八日

東京都知事 小池百合子

一 組合の名称
東京駅前八重洲一丁目東B地区市街地再開発組合

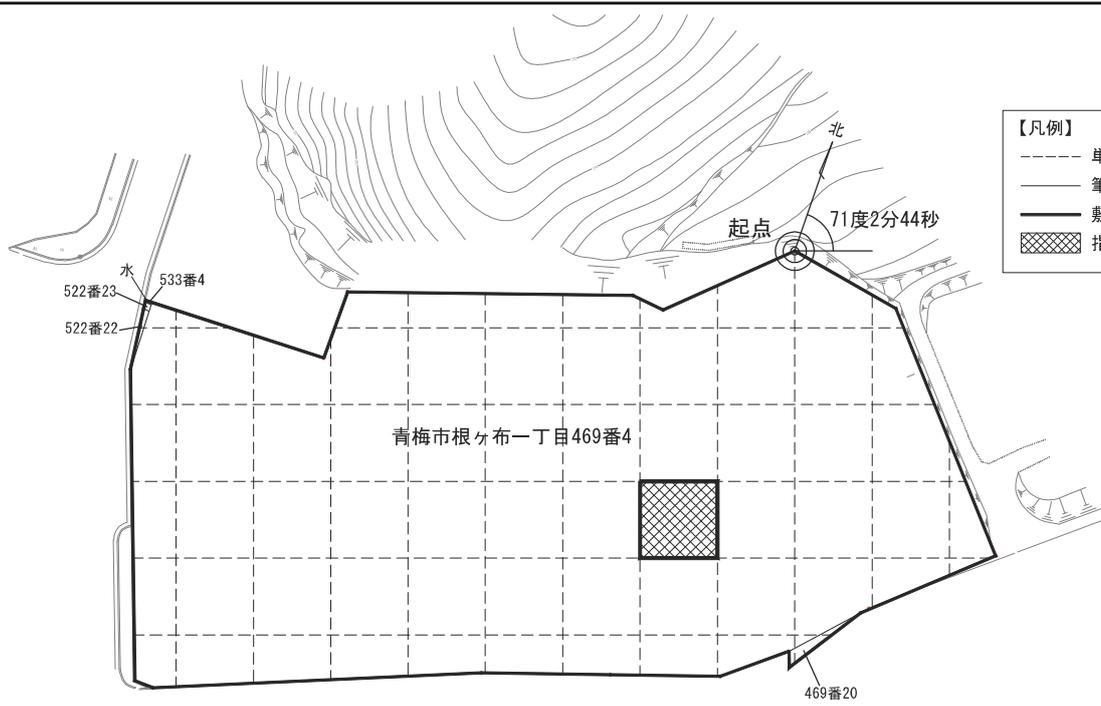
二 事業施行期間
平成三十一年一月十一日から令和八年三月三十一日まで

三 施行地区

<p>中央区八重洲一丁目地内 事務所の所在地及び設立認可の年月日 中央区八重洲一丁目七番十七号 平成三十一年一月十一日</p> <p>五 変更の内容 事業施行期間を令和九年三月三十一日まで延長する。 事業計画の変更の認可の年月日 令和六年十月十八日</p> <p>六 事業計画の変更の認可の年月日 令和六年十月十八日</p> <p>●東京都告示第五十七号 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八 条第一項の規定に基づき板橋駅西口地区市街地再開発組合 の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準 用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示 する。 令和六年十月十八日 東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>一 組合の名称 板橋駅西口地区市街地再開発組合</p> <p>二 事業施行期間 令和四年七月二十九日から令和十一年三月三十一日ま で</p> <p>三 施行地区 板橋区板橋一丁目地内</p> <p>四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 板橋区板橋一丁目十二番七号谷川ビル二〇三号室 令和四年七月二十九日</p> <p>五 変更の内容</p>
<p>事業施行期間を令和十二年三月三十一日まで延長する。 事業計画の変更の認可の年月日 令和六年十月十八日</p> <p>●東京都告示第五十八号 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条 第二項の規定により、令和四年東京都告示第九百六十号に より指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三 項において準用する同法第六条第二項の規定により、次の とおり告示する。 令和六年十月十八日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 指定を解除する区域 別図のとおり(青梅市根ヶ布一 丁目地内)</p> <p>二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十 九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特 定有害物質の種類 鉛及びその化合物</p> <p>三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去</p>	

別図

- 【凡例】
- 単位区画
 - 筆境界
 - 敷地境界
 - ▨ 指定を解除する区域



【起点】
 起点は、青梅市根ヶ布一丁目469番4の最北端とする。

【格子の回転角度:71度2分44秒】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第五十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第六項及び第九條第八項の規定に基づき、令和元年東京都告示第五百四号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び千代田区役所において縦覧に供する。

令和六年十月十八日

東京都知事 小池 百合子